



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政改革推進課） ..... 1
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政改革推進課） ..... 9

### 訓 令

- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） ..... 13
- 沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） ..... 14
- 沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） ..... 14
- 沖縄県新石垣空港建設事務所設置規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） ..... 15
- 沖縄県中城湾港建設事務所設置規程を廃止する訓令（行政改革推進課） ..... 16
- 返還問題対策課設置規程を廃止する訓令（行政改革推進課） ..... 16

## 規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第8号

#### 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条の6」を「第13条の7」に、

「第3節の2 企画部関係出先機関

- 第1款 海洋深層水研究所（第125条の2・第125条の3）
- 第2款 畜産研究センター（第125条の4—第125条の6）
- 第3款 農業研究センター（第125条の7—第125条の9）
- 第4款 森林資源研究センター（第125条の10—第125条の12）
- 第5款 水産海洋研究センター（第125条の13—第125条の16）
- 第6款 工業技術センター（第125条の17・第125条の18）

第4節 環境生活部関係出先機関

「第4節 環境生活部関係出先機関」に、

「第3款 看護大学（第140条・第141条）

第3款の2 看護学校（第141条の2・第141条の3）」を

「第3款 看護大学（第140条・第141条）」に、

「第1款の2 中央卸売市場（第172条・第173条）」を

「第1款の2 農業研究センター（第171条の5—第171条の7）

第1款の3 畜産研究センター（第171条の8—第171条の10）

第1款の4 森林資源研究センター（第171条の11—第171条の13）

第1款の5 水産海洋研究センター（第171条の14—第171条の17）」に、

第1款の6 海洋深層水研究所(第171条の18・第171条の19)

第1款の7 中央卸売市場(第172条・第173条)

「第2款 削除」を「第2款 工業技術センター(第211条・第212条)」に改める。

第13条の2第1項の表中

基地対策課		を
基地対策課		
地域安全政策課		に改

め、同条第2項を削る。

第13条の5中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第13条の6を第13条の7とし、第13条の5の次に次の1条を加える。

(地域安全政策課の事務)

**第13条の6** 地域安全政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県の区域内に所在する基地による影響その他の基地問題に係る情報の収集に関すること。
- (2) 基地問題に係る国際関係に関する調査研究及び分析評価に関すること。
- (3) 普天間飛行場の移設及び返還に係る諸問題の調査研究及び連絡調整に関すること。
- (4) 那覇港湾施設の移設及び返還に係る諸問題の調査研究及び連絡調整に関すること。
- (5) 基地問題に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域における総合的な安全保障に関すること(他部他課の所掌に属するものを除く。)

第25条第9号中「管理」を「管理及び調査」に改める。

第29条第1項の表企画調整課の項中「企画制度班」を「企画班」に改め、同表科学技術振興課の項中「科学振興班 研究評価班」を「科学振興班」に改め、同表地域・離島課の項中「水資源開発班」を削る。

第32条の3第1号中「及び試験研究」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 沖縄科学技術大学院大学に関すること。

第32条の3中第4号から第7号までを削り、同条第3号中「沖縄科学技術振興センター」を「財団法人沖縄科学技術振興センター」に改め、同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 試験研究評価に係る企画、運営、管理及び総合評価に関すること(他部等に属するものを除く。)

第32条の5各号を次のように改める。

- (1) 離島、過疎地域及び辺地の振興に関する総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 離島、過疎地域、辺地その他の特定地域の調査研究に関すること。
- (3) 本島と離島間の燃料用石油製品の価格調整事業に関すること。
- (4) 過疎対策事業債及び辺地対策事業債に関すること。
- (5) 地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)に関すること。
- (6) 地域力創造等関連施策に関すること(他課に属するものを除く。)
- (7) 水資源の開発及び利用についての総合的企画及び調整に関すること。
- (8) 水の需要及び供給についての計画に関すること。
- (9) 総合的利水対策に関すること。
- (10) 水源地域対策及び地下水調査に関すること。
- (11) 下地島土地利用基本計画に関すること。

第43条の見出し中「課及び班」を「課」に改め、同条の表以外の部分中「班」に「及び室」を加え、同条の表中「班名」を「班等名」に改め、同表青少年・児童家庭課の項中「児童育成班 青少年育成班 保育班 母子福祉班」を「青少年育成班 児童育成班 母子福祉班 保育対策室」に改める。

第48条第7号中「、知的障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設及び児童福祉施設」を「及び知的障害者更生相談所」に改め、同条中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同条第16号中「及び精神障害者社会復帰施設」を削り、同条第17号とし、同条中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 障害児通所給付費等不服審査会に関すること。

第54条第1項の表畜産課の項中「畜政班 生産衛生班」を「衛生企画班 畜産政策班」に、「飼料班」を「草地飼料班」に改める。

第55条第3号中「指導」を「検査、指導」に改め、同条に次の3号を加える。

(8) 農林水産業関係の試験研究の総合的企画及び調整に関すること（他部等に属するものを除く。）。

(9) 海洋深層水の総合利用に関すること。

(10) 農業研究センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター及び海洋深層水研究所に関すること（他部等に属するものを除く。）。

第60条第2号を次のように改める。

(2) 家畜の改良及び増殖に関すること。

第60条中第17号を第19号とし、第16号の次に次の2号を加える。

(17) 家畜伝染病防疫に関すること。

(18) 家畜衛生の推進に関すること。

第67条の表新産業振興課の項中「技術支援班」を「バイオ産業振興班」に改め、同表雇用政策課の項中「雇用対策班」を「雇用企画班 雇用対策班」に改める。

第71条中第18号を第19号とし、第6号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 工業技術センターに関すること。

第76条の表観光政策課の項中「観光まちづくり調整班」を削り、同表観光振興課の項中「受入推進班」を「受入推進班 観光まちづくり調整班」に改め、同表中

「

スポーツ振興課	
---------	--

」を

「

スポーツ振興課	スポーツ企画班	スポーツ振興班
---------	---------	---------

」に改

める。

第77条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「沖縄観光・リゾート・コンベンション推進本部」を「沖縄県観光推進本部」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号を第12号とする。

第78条第7号中「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に改め、同条に次の2号を加える。

(11) 観光・リゾート及びコンベンション施設の整備に関すること。

(12) 観光振興地域に関すること。

第80条第4号中「財団法人沖縄県文化振興会」を「公益財団法人沖縄県文化振興会」に改める。

第98条第9号中「及び都市基盤整備公団」を削り、同条第14号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」に改め、同条中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関すること。

第93条の3中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

第123条第9項中「及び第8号」を「、第3号及び第8号」に改める。

第3章第3節の2を削る。

第129条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 傷病鳥獣に関すること。

第3章第5節第3款の2を削る。

第156条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 障害児通所支援給付費等の支給決定等に関する市町村に対する意見及び必要な援助に関すること。

第160条第1号中「身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設」を「身体障害者福祉法第18条第2項及び知的障害者福祉法第16条第1項第2号に規定する障害者支援施設等」に改め、同条第3号中「身体障害者更生援護施設等」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等」に改め、同条第15号中「及び自立支援医療費の支給認定」を削り、同条中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 身体障害者の福祉に関し、自立支援医療費の支給認定に関する市町村に対する意見及び必要な援助に関すること。

第164条第8号中「（平成17年法律第123号）」を削り、同条第9号中「第22条第2項」の次に「又は第51条の7第2項」を加え、「同条第1項に規定する支給要否決定」を「同法第22条第1項又は第51条の7第1項の支給の要否の決定」に改め、同条第10号中「第26条第1項」の次に「又は第51条の11」を加える。

第3章第6節中第1款の2を同節第1款の7とし、第1款の次に次の5款を加える。

**第1款の2 農業研究センター**

（設置、名称、内部組織及び位置）

**第171条の5** 農業技術の向上を図り、農業生産の増大に寄与することを目的とし、農業に関する試験研究を行うため、農業研究センターを設置する。

2 農業研究センターの名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置
沖縄県農業研究センター	総務管理班	糸満市
	研究企画班	
	農業システム開発班	
	土壌環境班	
	病虫管理技術開発班	
	作物班	
	野菜花き班	

（支所）

**第171条の6** 農業研究センターにその事務の一部を分掌させるため、支所を置き、その名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置
沖縄県農業研究センター名護支所	業務班 果樹班 作物園芸班	名護市
沖縄県農業研究センター宮古島支所		宮古島市
沖縄県農業研究センター石垣支所		石垣市

（所掌事務）

**第171条の7** 農業研究センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 試験研究及び調査業務の広報に関すること。
- (2) 試験研究の企画及び調整に関すること。
- (3) 図書及び文献の整理保管に関すること。
- (4) さとうきびの品種改良及び栽培改善の試験研究に関すること。
- (5) いも類の品種改良及び栽培改善の試験研究に関すること。
- (6) 農業経営の分析、診断及び計画に関すること。
- (7) 農業の機械化技術と合理的作業体系化技術の試験研究に関すること。
- (8) 耕地土壌の保全及び生産力向上技術の試験研究に関すること。

- (9) 主要作物の施肥改善の試験研究に関する事。
- (10) 農産物の加工利用及び流通の試験研究に関する事。
- (11) 農作物病虫害防除の試験研究に関する事。
- (12) 農業分野におけるバイオテクノロジーの試験研究に関する事。
- (13) 野菜及び花きの品種改良及び栽培改善の試験研究に関する事。
- (14) 果樹類の品種改良及び栽培改善の試験研究に関する事。
- (15) 土壤微生物の試験研究に関する事。
- (16) 水稲の品種改良及び栽培改善の試験研究に関する事。
- (17) 作物の優良種苗生産及び配布事業に関する事。
- (18) 農業技術の研修に関する事。
- (19) その他農業の試験研究に関する事。
- (20) 庶務に関する事。

**第1款の3 畜産研究センター**

(設置、名称及び位置)

**第171条の8** 畜産業の改良発達に寄与することを目的として、畜産業に関する試験及び調査を行うため、畜産研究センターを設置する。

2 畜産研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
沖縄県畜産研究センター	今帰仁村

(内部組織)

**第171条の9** 畜産研究センターに、次の班を置く。

- 企画管理班
  - 育種改良班
  - 飼養・環境班
- (所掌事務)

**第171条の10** 畜産研究センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 試験研究の企画及び調整に関する事。
- (2) 試験研究業務の広報に関する事。
- (3) 図書及び文献の保管に関する事。
- (4) 家畜の能力保全向上と繁殖育成の試験研究及び調査に関する事。
- (5) 家畜の人工受精及び受胎の試験研究並びに調査に関する事。
- (6) 家畜の飼養管理技術の試験研究に関する事。
- (7) 家畜の飼料給与の改善並びに肥育の試験研究及び調査に関する事。
- (8) 畜産経営の研究及び調査に関する事。
- (9) 畜産技術の講習及び指導等に関する事。
- (10) 畜産環境保全の調査研究及び指導に関する事。
- (11) 家畜分野におけるバイオテクノロジーの試験研究に関する事。
- (12) 飼料作物及び牧草の栽培及び調整並びにその試験及び調査に関する事。
- (13) 未利用資源の飼料化の試験研究に関する事。
- (14) 飼料作物及び牧草の病虫害防除の試験研究及び調査に関する事。
- (15) 飼料作物及び牧草の育種、種苗及び種子の配布に関する事。
- (16) 草地の改良及び野草の調査研究に関する事。
- (17) 飼料成分の分析及び技術講習に関する事。
- (18) その他畜産業の改良発達に関する事。
- (19) 庶務に関する事。

**第1款の4 森林資源研究センター**

(設置、名称及び位置)

**第171条の11** 森林の保全及び活用並びに林業の改良発達に必要な試験研究を行うため、森林資源研究センターを設置する。

2 森林資源研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
沖縄県森林資源研究センター	名護市

(内部組織)

**第171条の12** 森林資源研究センターに、次の班を置く。

企画管理班

育林・林産班

(所掌事務)

**第171条の13** 森林資源研究センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 試験研究の企画及び調整に関すること。
- (2) 樹木の育種、育苗及び育林の試験研究に関すること。
- (3) 森林立地の試験研究に関すること。
- (4) 木材及び特用林産物の試験研究に関すること。
- (5) 樹木に係る病虫害防除等の試験研究に関すること。
- (6) 森林・林業に関係のある物件の分析及び鑑定に関すること。
- (7) 森林経営の調査及び分析に関すること。
- (8) 試験研究業務の広報に関すること。
- (9) その他林業の試験研究に関すること。
- (10) 庶務に関すること。

**第1款の5** 水産海洋研究センター

(設置、名称及び位置)

**第171条の14** 水産技術の向上を図り、水産業の改良発達を図るため、水産海洋研究センターを設置する。

2 水産海洋研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
沖縄県水産海洋研究センター	糸満市

(内部組織)

**第171条の15** 水産海洋研究センターに、次の班を置く。

企画管理班

海洋資源・養殖班

(所掌事務)

**第171条の16** 水産海洋研究センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 試験研究の企画及び調整に関すること。
- (2) 漁業に関する試験研究及び調査に関すること。
- (3) 漁場の開発に関すること。
- (4) 水産資源及び海況漁況の調査に関すること。
- (5) 沿岸漁場の保全調査に関すること。
- (6) 調査船の管理運営に関すること。
- (7) 水産物の処理に関すること。
- (8) 水産試験研究文献及び図書の整理保管並びに広報に関すること。
- (9) 増殖の試験研究及び調査指導に関すること。
- (10) 水産物利用の試験及び指導に関すること。
- (11) 養殖の試験研究及び指導に関すること。
- (12) 水産動植物の繁殖、鑑定及び種苗の育成並びに配布に関すること。
- (13) 災害救済に関すること。

- (14) その他水産業の改良発達に関すること。
  - (15) 庶務に関すること。
- (支所の設置等)

**第171条の17** 水産海洋研究センターにその事務の一部を分掌させるため、支所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
沖縄県水産海洋研究センター石垣支所	石垣市

**第1款の6 海洋深層水研究所**

(設置、名称及び位置)

**第171条の18** 海洋深層水の総合利用の推進を図り、本県の産業振興に寄与するため、海洋深層水研究所を設置する。

2 海洋深層水研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
沖縄県海洋深層水研究所	久米島町

(所掌事務)

**第171条の19** 海洋深層水研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 海洋深層水の水産及び農業利用分野の研究開発に関すること。
- (2) 海洋深層水の実用化利用に関すること。
- (3) 研究開発の連絡調整に関すること。
- (4) 生産物の払下げに関すること。
- (5) その他海洋深層水の総合利用に関すること。
- (6) 庶務に関すること。

第3章第7節第2款を次のように改める。

**第2款 工業技術センター**

(設置、名称、内部組織及び位置)

**第211条** 鉱工業の生産技術の向上を図り、地域産業の振興発展に寄与することを目的とする技術支援及び研究開発を行うため、工業技術センターを設置する。

2 工業技術センターの名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置
沖縄県工業技術センター	企画管理班	うるま市
	技術支援班	
	食品・化学研究班	
	生産技術研究班	

(所掌事務)

**第212条** 工業技術センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 技術支援及び研究開発の企画及び調整に関すること。
- (2) 技術支援及び研究開発業務の広報に関すること。
- (3) 工業技術情報の収集、保管及び提供に関すること。
- (4) 工業技術の支援及び研修に関すること。
- (5) 工業技術に係る交流会、講習会、展示会等の企画運営に関すること。
- (6) 工業原材料及び製品の試験及び分析に関すること。
- (7) 日本工業規格に係る依頼試験に関すること。
- (8) 設備機器の外部使用許可に関すること。

- (9) 環境化学の研究開発に関すること。
- (10) 資源化学の研究開発に関すること。
- (11) 醸造の研究開発に関すること。
- (12) 食品加工の研究開発に関すること。
- (13) 食品資源の研究開発に関すること。
- (14) セラミックスの研究開発に関すること。
- (15) 無機材料の研究開発に関すること。
- (16) 金属加工の研究開発に関すること。
- (17) 金属化学の研究開発に関すること。
- (18) 機械電子の研究開発に関すること。
- (19) エンジニアリングの研究開発に関すること。
- (20) 工業デザインの研究開発に関すること。
- (21) 工業技術交流センターの管理に関すること。
- (22) その他工業技術の技術支援及び研究開発に関すること。
- (23) 庶務に関すること。

第232条の表沖縄県中部土木事務所の項位置の欄中「宜野湾市」を「沖縄市」に改める。

第234条第24号中「管理に関すること」の次に「（次項各号に掲げる事務を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 中部土木事務所は、前項に掲げる事務のほか、次の事務を所掌する。

- (1) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第3章第1節の規定に基づく中城湾港新港地区に係る国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置に関すること。
- (2) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第3章第2節の規定に基づく金武湾港及び中城湾港に係る国際水域施設の保安の確保のために必要な措置に関すること。

第241条第1号の表沖縄県障害者施策推進協議会の項中「第26条第2項の規定により障害者に関する施策の推進について関係行政機関相互の連絡調整に関すること」を「第36条第1項の規定による事務を処理すること」に改め、同条第2号の表中

「	沖縄県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第97条第1項の審査請求の事件を取り扱うこと。	福祉保健部	障害保健福祉課	を
「	沖縄県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法第97条第1項の審査請求の事件を取り扱うこと。	福祉保健部	障害保健福祉課	に改
	沖縄県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法（平成22年法律第164号）第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱うこと。	福祉保健部	障害保健福祉課	
」					」

める。

第249条の表基地防災統括監の項中「及び防災危機管理課の事務並びに返還問題対策に関する事務」を「地域安全政策課及び防災危機管理課の事務」に改め、同表企画調整統括監の項中「交通政策課、土地対策課及び統計課」を「統計課、地域・離島課及び市町村課」に改め、同表企画振興統括監の項中「科学技術振興課、情報政策課、地域・離島課及び市町村課」を「交通政策課、土地対策課、科学技術振興課及び情報政策課」に改め、同表水資源対策監の項及び畜産環境対策監の項を削り、同表中

「	行政情報センター室長	総務部総務私学課	行政情報センターの事務を処理するとともに、行政情報センターの事務について課長を補佐する。	を
「	行政情報センター室長	総務部総務私学課	行政情報センターに関する事務を総括する。	
」				」



保育対策室長	福祉保健部青少年・児童家庭課	保育対策室に関する事務を総括する。	に、 を に改
全国豊かな海づくり大会推進室長	農林水産部水産課	全国豊かな海づくり大会推進室の事務を処理するとともに、全国豊かな海づくり大会推進室の事務について課長を補佐する。	
旅券センター室長	文化観光スポーツ部交流推進課	旅券センターの事務を処理するとともに、旅券センターの事務について課長を補佐する。	
全国豊かな海づくり大会推進室長	農林水産部水産課	全国豊かな海づくり大会推進室に関する事務を総括する。	
旅券センター室長	文化観光スポーツ部交流推進課	旅券センターに関する事務を総括する。	

める。

第250条の表総務企画総括の項及び作物環境総括の項を削り、同表中

福祉総括	福祉保健所	福祉及び庶務に関する事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。	を に改
保健総括		保健に関する事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。	
福祉総括	福祉保健所	福祉及び庶務に関する事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。	
保健総括		保健に関する事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。	
総務企画総括	農業研究センター	総務管理班及び研究企画班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。	
作物環境総括		農業システム開発班、土壌環境班、病虫管理技術開発班、作物班及び野菜花き班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。	

め、同表支所長の項中「企画部」を「農林水産部」に改め、同表看護教諭の項を削り、同表農業技術補佐員の項中「企画部及び」を削る。

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則(以下「改正後の規則」という。)の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月29日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

**沖縄県規則第9号****沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1所長（保健所長を除く。）、場長、院長、校長、館長及び学長の項委任事項の欄第8号及び専決事項の欄第2号中「に際して、」を「の際に、職員が携帯する」に改める。

別表第2宮古事務所長及び八重山事務所長の項委任事項の欄第182号を次のように改める。

182 削除

別表第2海洋深層水研究所長の項、畜産研究センター所長の項、農業研究センター所長の項、森林資源研究センター所長の項、水産海洋研究センター所長の項及び工業技術センター所長の項を削り、同表計量検定所長の項委任事項の欄第83号及び第84号を次のように改める。

83及び84 削除

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄中第26号の3を第26号の4とし、同欄第26号の2中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同号を第26号の3とし、第26号の次に次の1号を加える。

26の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の21第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者であつた者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命ずること。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第56号の次に次の1号を加える。

56の2 地方自治法第245条の4の規定に基づき、障害児通所給付支給事務に関し、技術的な助言及び勧告並びに必要な資料の提出を求めること。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄中第68号を第74号とし、第67号の次に次の6号を加える。

68 介護保険法第115条の32第2項第1号の規定に基づき、業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理すること。

69 介護保険法第115条の32第3項の規定に基づき、業務管理体制の整備に関する事項に係る変更の届出を受理すること。

70 介護保険法第115条の32第4項の規定に基づき、業務管理体制の整備に関する事項の届出区分の変更に係る届出を受理すること。

71 介護保険法第115条の33第1項の規定に基づき、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護サービス事業者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは設備等を検査させること。

72 介護保険法第115条の33第3項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、同条第1項の権限を行うよう求めること。

73 介護保険法第115条の33第4項の規定に基づき、同条第1項の権限を行うよう求めた市町村長に対し通知すること。

別表第2福祉保健所長の項専決事項の欄に次の1号を加える。

10 介護保険法第115条の34第1項又は第3項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第2児童相談所長の項委任事項の欄第10号中「第31条第2項」の次に「及び第3項」を加え、同欄第14号から第16号までを次のように改める。

14から16まで 削除

別表第2児童相談所長の項専決事項の欄第1号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同欄第2号中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同欄第3号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同表保健所長の項専決事項の欄第1号(3)を次のように改める。

(3) 削除

別表第2保健所長の項委任事項の欄第140号の4の次に次の5号を加える。

140の4の2 薬事法第76条の6第1項の規定に基づき、検査者を指定し、検査を受けるべきことを命ずること。

140の4の3 薬事法第76条の6第2項の規定に基づき、製造等の一時中止を命ずること。

140の4の4 薬事法第76条の7第1項の規定に基づき、廃棄等の措置を命ずること。

140の4の5 薬事法第76条の7第2項の規定に基づき、廃棄等を命ずること。

140の4の6 薬事法第76条の8第1項の規定に基づき、必要な報告を徴し、店舗その他必要な場所に立入検査をさせ、関係者に対して質問をさせること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄に次の2号を加える。

185 1から184までに掲げる委任事項に係る立入検査又は立入調査の際に、職員が携帯するその身分を示す証票を交付すること。

186 1から184までに掲げる委任事項に係る許可、認可、免許、登録、検査等に伴い、許可証、認可証、免許証、登録証、検査証等を交付し、再交付し、書換え交付し、又はその返納を受理すること。

別表第2保健所長の項専決事項の欄に次の2号を加える。

13 1から12までに掲げる専決事項に係る立入検査又は立入調査の際に、職員が携帯するその身分を示す証票を交付すること。

14 1から12までに掲げる専決事項に係る許可、認可、免許、登録、検査等に伴い、許可証、認可証、免許証、登録証、検査証等を交付し、再交付し、書換え交付し、又はその返納を受理すること。

別表第2農林水産振興センター所長の項専決事項の欄中第2号から第2号の4までを削り、第3号を第2号とし、第3号の2を第3号とし、同項の次に次のように加える。

農業研究センター 所長	1 主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）第8条の規定に基づき、優良品種を決定するための試験を行うこと。 2 地力増進法（昭和59年法律第34号）第5条の規定に基づき、地力増進地域について対策調査を実施すること。 3 地力増進法第9条第1項の規定に基づき、農地への立入調査をさせ、土壌又は農作物につき調査すること。 4 依頼研究の受託契約を締結すること。	
畜産研究センター 所長	1 依頼研究の受託契約を締結すること。	
森林資源研究センター 所長	1 依頼研究の受託契約を締結すること。	
水産海洋研究センター 所長	1 依頼研究の受託契約を締結すること。	
海洋深層水研究所 所長	1 依頼研究の受託契約を締結すること。	

別表第2栽培漁業センター所長の項の次に次のように加える。

工業技術	1 依頼研究の受託契約を締結する	1 試験、分析、検定、鑑定等の結
------	------------------	------------------

<p>センター 所長</p>	<p>こと。 2 沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第15号）第3条の規定に基づき、施設又は附属設備の使用を許可し、若しくは許可事項の変更を許可し、又は許可するに当たり条件を付すこと。 3 沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、使用料の後納を決定し、又は既納した使用料の全部若しくは一部の返還を決定すること。 4 沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、使用料を減額し、又は免除すること。 5 沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくはその停止を命ずること。 6 沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例第8条の規定に基づき、賠償額を減額し、又は免除すること。</p>	<p>果についての成績書を発行すること。 2 研究成果を公表すること。 3 講習生、研修生及び受託生を養成すること。 4 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第3条第1項第2号の規定に基づき、中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言又は必要な試験研究を行うこと。</p>
--------------------	--	---

別表第2 土木事務所長の項所長等の欄の「土木事務所長」を「土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）」に改め、同項委任事項の欄第133号の次に次の19号を加える。

- 134 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下この号から第148号までにおいて「法」という。）第28条の規定に基づき、国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置を講じること。
- 135 法第29条第1項の規定に基づき、埠頭指標対応措置を実施すること。
- 136 法第30条第1項の規定に基づき、埠頭保安管理者を選任すること。
- 137 法第30条第2項の規定に基づき、埠頭保安管理者を選任したときにその旨を国土交通大臣に届け出ること。
- 138 法第31条の規定に基づき、埠頭訓練を実施すること。
- 139 法第32条第1項の規定に基づき、埠頭保安規程を定めること。
- 140 法第32条第4項の規定に基づき、埠頭保安規程に定められた事項を実施すること。
- 141 法第32条第5項の規定に基づき、国土交通大臣の承認又は変更承認を受けること。
- 142 法第32条第8項の規定に基づき、国土交通大臣に届け出ること。
- 143 法第35条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に報告すること。
- 144 法第36条の規定に基づき、国際水域施設の保安の確保のために必要な措置を講じること。
- 145 法第37条の規定に基づき、水域指標対応措置を実施すること。
- 146 法第38条第1項の規定に基づき、水域保安管理者を選任すること。
- 147 法第38条第2項の規定に基づき、水域保安管理者を選任したときにその旨を国土交通大臣に届け出ること。

- 148 法第39条の規定に基づき、水域訓練を実施すること。  
 149 法第40条第1項の規定に基づき、水域保安規程を定めること。  
 150 法第40条第2項の規定に基づき、水域保安規程に定められた事項を実施すること。  
 151 法第40条第3項の規定に基づき、国土交通大臣の承認又は変更承認を受けること。  
 152 法第43条の規定に基づき、国土交通大臣に報告すること。  
 別表第2中城湾港建設事務所長の項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 訓 令

### 沖縄県訓令第13号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第15号中「に旅行（2日以内の旅行を除く。）」を「の3日以上旅行」に改める。

第5条の2第1号中「部長」の次に「（以下「部長等」という。）」を加え、同条第2号及び第3号中「公室長及び部長」を「部長等」に改め、同条第4号中「公室長及び部長に旅行（2日以内を除く。）」を「副知事の2日以内の旅行及び部長等の3日以上旅行」に改め、同条第5号中「公室長及び部長」を「部長等」に改める。

第6条中「公室長及び部長（以下「部長等」という。）」を「部長等」に改め、同条第16号中「医療技監等に旅行（医療技監等にあつては2日以内の旅行を除く。）」を「部長等の2日以内の旅行、統括監の3日以上旅行並びに医療技監、参事監及び参事の旅行」に改める。

第6条の2第15号中「課長に旅行」を「統括監の2日以内の旅行及び課長の旅行」に改める。

別表第2中 「跡地対策監  
水資源対策監」 を 「跡地対策監」 に、

「協同組合検査監  
畜産環境対策監」 を 「協同組合検査監」 に改める。

別表第2の3中 「行政情報センター室長」 を 「行政情報センター室長  
保育対策室長」 に改める。

別表第3 総務部の表財政課の項知事決裁事項の欄中第16号を削り、第17号を第16号とし、同表環境生活部の表県民生活課の項部長等専決事項の欄中第16号を第19号とし、第15号を第18号とし、第14号の次に次の3号を加える。

15 特定非営利活動促進法第66条第1項の規定に基づき、その他の事業の停止を命ずること。

16 特定非営利活動促進法第67条第1項又は第2項の規定に基づき、認定を取り消すこと。

17 特定非営利活動促進法第67条第3項の規定に基づき、仮認定を取り消すこと。

別表第3 環境生活部の表県民生活課の項統括監専決事項の欄に次の4号を加える。

33 特定非営利活動促進法第65条第1項又は第2項の規定に基づき、改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすること。

34 特定非営利活動促進法第65条第4項の規定に基づき、勧告に係る措置を採るべきことを命ずること。

35 特定非営利活動促進法第68条第1項の規定に基づき、意見を述べること。

36 特定非営利活動促進法第68条第3項の規定に基づき、必要な要請をすること。

別表第3福祉保健部の表障害保健福祉課の項統括監専決事項の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

4 障害者自立支援法第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定すること。

別表第3福祉保健部の表障害保健福祉課の項統括監専決事項の欄第5号中「第50条第4項において準用する同条第1項」を「第51条の29第1項」に、「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に改め、同欄中第28号を第30号とし、第17号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、同欄第16号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同号を同欄第18号とし、同欄第15号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同号を同欄第17号とし、同欄第14号の次に次の2号を加える。

15 児童福祉法第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定すること。

16 児童福祉法第21条の5の23の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第3土木建築部の表下水道課の項部長等専決事項の欄第1号中「第2条の2第1項又は第7項」を「第2条の2第1項又は第9項」に改め、同項統括監専決事項の欄第7号中「第25条の3第1項又は第4項」を「第25条の3第1項又は第7項」に、「事業計画及びその変更の認可を国土交通大臣に申請すること。」を「事業計画を定め、又はその変更をすること。」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第14号

知 事 部 局

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員の駐在等に関する規程（昭和50年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表中	大阪事務所	愛知県名古屋市 中区栄	愛知県 岐阜県 三重県 福井県 石川県 富山県	物産の紹介及びあっせん並びに観光の宣伝及び紹介並びに県行政の推進に必要な調査及び情報の収集等に関すること。	を
		福岡県福岡市 中央区天神	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 大分県 山口県 広島県 島根県		

大阪事務所	愛知県名古屋市 中区栄	愛知県 岐阜県 三重県 福井県 石川県 富山県	物産の紹介及びあっせん並びに観光の宣伝及び紹介並びに県行政の推進に必要な調査及び情報の収集等に関すること。	に改める。
-------	----------------	----------------------------	---	-------

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第15号

知 事 部 局

沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県部等内協議機関設置規程（昭和61年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議の項中「知事公室返還問題対策課」を「知事公室地域安全政策課」に改め、同表中

沖縄県法定外目的税協議会	法定外目的税の導入に係る諸問題に関すること。	総務部税務課
沖縄県海洋深層水総合利用推進会議	沖縄県海洋深層水研究所において取水した海洋深層水の総合利用に関すること。	企画部科学技術振興課

を

沖縄県法定外目的税協議会	法定外目的税の導入に係る諸問題に関すること。	総務部税務課
--------------	------------------------	--------

に、

売春防止対策本部	売春防止法（昭和31年法律第118号）の趣旨の啓発、売春防止に関する諸施策の推進及び関係行政機関との連絡調整に関すること。	福祉保健部青少年・児童家庭課
----------	---	----------------

を

売春防止対策本部	売春防止法（昭和31年法律第118号）の趣旨の啓発、売春防止に関する諸施策の推進及び関係行政機関との連絡調整に関すること。	福祉保健部青少年・児童家庭課
沖縄県海洋深層水総合利用推進会議	沖縄県海洋深層水研究所において取水した海洋深層水の総合利用に関すること。	農林水産部農林水産企画課

に、

沖縄県観光・リゾート・コンベンション推進本部	観光・リゾート及びコンベンションの振興の推進に係る連絡調整及び協議に関すること	文化観光スポーツ部観光政策課
------------------------	---	----------------

を

沖縄県観光推進本部	観光に関する施策の推進に係る連絡調整及び協議に関すること	文化観光スポーツ部観光政策課
-----------	------------------------------	----------------

に改

める。

**附 則**

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第16号

知 事 部 局

沖縄県新石垣空港建設事務所設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県新石垣空港建設事務所設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県新石垣空港建設事務所設置規程（平成21年沖縄県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「「所」を「「事務所」に改め、同条第2項の表以外の部分中「所」を「事務所」に改める。

第2条の表以外の部分中「所の」を「事務所の」に、「所に」を「事務所に」に改める。

第3条中「所」を「事務所」に改める。

第4条第1項中「所には」を「事務所には」に改め、「、新石垣空港用地対策総括」及び「（新石垣空港用地対策総括の職務を除く。）」を削り、同条第2項を削る。

**附 則**

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

**沖縄県訓令第17号**

知 事 部 局

沖縄県中城湾港建設事務所設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県中城湾港建設事務所設置規程を廃止する訓令**

沖縄県中城湾港建設事務所設置規程（昭和58年沖縄県訓令第11号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

**沖縄県訓令第18号**

知 事 部 局

返還問題対策課設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**返還問題対策課設置規程を廃止する訓令**

返還問題対策課設置規程（平成11年沖縄県訓令第2号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

<p>発行所          沖縄県総務部          総務私学課          電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 福琉印刷          〒 900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8</p>
--	---